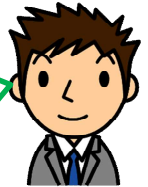


任意後見制度のご案内

任意後見制度は、将来に備える後見制度です。
あらかじめ将来に備えておくことで、安心した生活を送って
いただけるように制度説明をさせていただきます。



後見センター職員



71歳男性
(相談者)

元気な内に将来のことを考えておく。そんな制度
があるのならばぜひ話を聞かせて欲しいです。

目次

1: 任意後見制度とは

P1~P4

2: 任意後見委任契約公正証書とは

P5~P6

3: 死後事務委任契約とは

P7~P8



任意後見人



1:任意後見制度とは



71歳男性
(相談者)

今は健康に過ごしていますが、妻に先立たれ独りなもので、将来のことを考えると少し不安を感じます。子どもたちは遠方にいるので、なるべく迷惑はかけたくないし…

もし自分が将来認知症になったら、金銭管理や介護サービスなどの契約を、私の代わりにしてくれる制度があると聞いたんですけど…

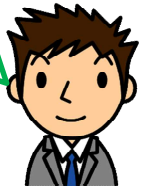
Q:任意後見制度とは？

「任意後見制度」のことですね。

任意後見制度は、将来の備えを本人が選んだ人(任意後見人)と一緒に、お金の管理や支払いなど、将来やってもらいたい内容を事前に決めておく、契約(任意契約)による後見制度のことです。

任意契約は、公証役場と呼ばれる所で公正証書の形で残します。必要になった時には、家庭裁判所に申立てをすることで支援が開始されます。詳しくは後ほど説明させていただきます。

※本パンフレットでは、任意後見受任候補者のことを任意後見人と表記しています。



後見センター職員



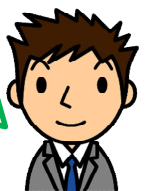
任意後見人を私が選ぶんですか？
でも、誰にお願いしたらいいのやら…皆目見当がつきません。
何か決まりはあるんですか？

Q:任意後見人には誰がなるの？

任意後見人は、本人が選んだ人なら、親族や知人など誰にお願いしても問題ありません。まずは、誰に将来のことをお願いしたいか、考えてみてはいかがでしょうか？

法律や福祉の専門家である、弁護士や司法書士、社会福祉士に依頼する方もいらっしゃいます。

任意後見人が決まれば、契約の内容や任意後見人への報酬金額を一緒に考えていきます。





71歳男性
(相談者)

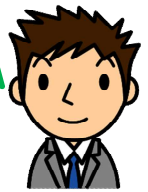
判断能力が不十分になれば、金銭管理や施設との契約もお願いしたいし、もし自分が亡くなったら、葬儀会社の手配なんかもお願いしたいんですが、そんなこともできるんですか？

Q:任意後見契約の内容は？

契約内容は自由に決めてもらって大丈夫ですよ。

ただ、任意後見契約は本人が活着ている間のことを契約する制度なので、亡くなってからのことは、任意後見契約と合わせて、死後事務委任契約を結んでおかれることをおすすめします。詳しくは後ほど説明させていただきます。

準備ができれば、公証役場で契約内容を公正証書の形にして、任意後見契約書を作成します。



後見センター職員



公正証書は公証役場で作成するんですね？普段聞き慣れない名前なので難しいですね。もう少し詳しく教えてもらってもいいですか？

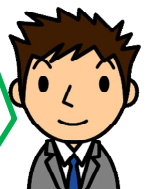
Q:公正証書を作るには？

任意後見人と一緒に考えた契約内容を公証役場で伝えると公正証書を作成してくれますので、任意後見人の方と一緒に公証役場に行きましょう。

公正証書の作成には以下の費用がかかります。また、公正証書の作成には時間がかかるので、事前に問い合わせしてから行きましょう。

- 1 公証役場の手数料:1 契約につき 11,000 円。証書の枚数により、1 枚 250 円が加算されます。
- 2 法務局に納める印紙代:2,600 円
- 3 法務局への登記嘱託料:1,400 円
- 4 書留郵便料:約 540 円
- 5 正本謄本の作成手数料:1 枚 250 円×枚数

作成する契約により、合計約2万円~3万円程度費用がかかります。



京都府の公証役場所在地

名称	住所	電話番号
きょうとこうしゅうにんこうどうやくば 京都公証人合同役場	〒604-8187 京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町 436-2 シカタ ティス ビル 5階・6階	075 (231) 4338
うじこうしゅうやくば 宇治公証役場	〒611-0021 宇治市宇治番 132-4 谷口ビル2階	0774 (23) 8220
まいづるこうしゅうやくば 舞鶴公証役場	〒624-0855 舞鶴市字北田辺 126-1-1 広小路 SKビル5階	0773 (75) 6520
ふくちやまこうしゅうやくば 福知山公証役場	〒620-0045 福知山市駅前町322 三右衛門ビル3階	0773 (23) 6309

もっと詳しくお知りになりたい方は、京都公証人合同役場 Tel 075 (231) 4338

または、インターネット

[京都公証人合同役場 🔍 検索](#)

お確かめください。



後見センター職員



71歳男性
(相談者)

自分の思いに沿った公正証書が作成できれば安心できますが、任意後見人に自分の財産を預けてしまって大丈夫でしょうか？

任意後見人には、お金の管理をお願いしたいのですが、少し心配もあります。

Q:任意後見監督人とは？

まずは、信頼できる人を任意後見人を選ぶことが大事です。

実際に任意後見人が金銭管理をする場合には、家庭裁判所から選任された任意後見監督人と呼ばれる人が、適正に金銭管理などが出来ているかチェックしてくれます。

任意後見監督人は家庭裁判所にその内容を定期的に報告し、任意後見人が誤った後見活動をしないように監督してくれます。





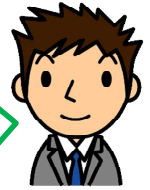
71歳男性
(相談者)

それなら安心ですね。任意後見人を誰にお願いするかは、子どもたちにも相談してよく考えてみます。ところで、任意後見監督人になる人は家庭裁判所で決めるとのことでしたが、報酬はいくら支払えばいいのですか？

Q:任意後見人、任意後見監督人への報酬は？

任意後見監督人への報酬額は、本人の財産額を元に家庭裁判所で決定しますので、その額を本人の財産から支払う必要があります。

任意後見人への報酬額は、契約時に本人と、任意後見人が取り決めた金額を報酬として支払います。



後見センター職員



色々話を聞いて、任意後見制度に関してはだいぶん分かってきましたが、将来判断能力が不十分になって、任意後見人の助けが必要になった時には、どうすればいいんですか？

Q:任意後見人が必要になった時は？

任意後見人が実際に活動するには、本人の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所へ申立てをする必要があります。

家庭裁判所は、任意後見人の活動が正しく行えているかを監督する、任意後見監督人を選任して、支援が開始されます。

家庭裁判所に申立てが出来るのは、本人、配偶者、任意後見人、四親等以内の親族の方です。申立てには、医師の診断書などが必要になります。



なるほど、任意後見人は自分が選んだ人なので、その人が正しく仕事をしてきているかを監督する、任意後見監督人を家庭裁判所で選任して初めて、任意後見人が仕事を開始できるのですね。



2:任意後見委任契約公正証書とは

公証役場で、本人と任意後見人が相談して決めた内容を実際に契約書(公正証書)の形にします。

こちらは、任意後見契約の一例になります。契約書のイメージを掴んでいただければと思います。



後見センター職員

委任者〇〇(甲)、受任者□□(乙)とする。

第壹条(契約の趣旨)

甲は、乙に対し、令和〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理弁識能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下、後見事務という)を委任し、乙はこれを受任する。

第貳条(契約の発効) ①

壹 前条の契約(以下、本契約という)は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。

貳 本契約締結後、甲が精神上の障害により事理弁識能力が不十分な状況になり、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の請求をする。

参 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

第参条(委任事務の範囲)

甲は、乙に対し、別紙代理権目録記載の後見事務(以下、本件後見事務という)を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

第四条(身上配慮の責務)

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

第五条(証書等の保管等)

壹 乙は、甲から本件後見事務処理のために別紙代理権目録7号記載の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

貳 乙は、本契約の効力発生後甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

第六条(費用の負担) ②

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第七条(報酬) ③

壹 甲は、本契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金〇万円を支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

貳 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができる。

①:契約の発行条件を記載

子どもたちは遠方にいるので、私の申立ては任意後見人をお願いしたいです。



71歳男性
(相談者)

②:費用負担の支出を記載

交通費等、後見活動に必要な事務費用はご本人様の財産から支出させてもらえますか?



任意後見人

③:報酬額の取り決めの記載

毎月の任意後見人さんへの報酬額は〇万円をお願いできますか?



- 1 甲の生活状況又は健康状態の変化
 - 2 経済情勢の変動
 - 3 その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 参 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。

四 第貳項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

第八条(報告) **④**

尙 乙は、任意後見監督人に対し、参か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

- 1 乙の管理する甲の財産の管理状況
- 2 甲の身上監護につき行った措置
- 3 費用の支出及び使用状況
- 4 報酬の收受

式 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

第九条(契約の解除)

尙 任意後見監督人が選任される前においては、甲又は乙は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。

式 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

第拾条(契約の終了) **⑤**

本契約は、次の場合に終了する。

- 1 甲又は乙が死亡又は破産したとき
- 2 乙が後見開始の審判を受けたとき
- 3 甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき

代 理 権 目 録 **⑥**

1. 不動産、動産等すべての財産の保存、管理、変更及び処分に関する事項
2. 金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項
3. 保険契約(類似の共済契約等を含む。)に関する事項
4. 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
5. 生活費の送金、生活に必要な財産の取得、物品の購入その他の日常生活関連取引に関する事項
6. 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約に関する事項
7. 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、預貯金通帳、株券等有価証券、その預かり証、重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項処理に必要な範囲内の使用に関する事項
8. 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
9. 以上の各事項に関する行政機関等への申請、行政不服申立て、紛争の処理(弁護士に対する民訴法55条2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成囑託を含む。)に関する事項
10. 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
11. 以上の各事項に関連する一切の事項

④:後見監督人報告の記載
正しく後見活動ができているか、定期的に後見監督人にチェックしてもらうので、安心して下さい。



任意後見人

⑤:契約終了の記載
任意後見契約が終了する場合について決めておきましょう。



⑥:代理権目録の記載
金銭の管理や、病院や施設との契約などを私の代わりにお願いしたいと思います。



71歳男性
(相談者)

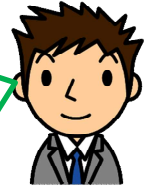
任意後見人と相談して、自分の思いが反映された契約書が出来ました。

3: 死後事務委任契約とは



死後事務委任契約とは、本人が亡くなった後の手続きや身辺整理を委任者をお願いするために、生前に結ぶ契約です。

任意後見契約と同時に公証役場で公正証書で契約を結ぶことが多いようです。



後見センター職員



71歳男性
(相談者)

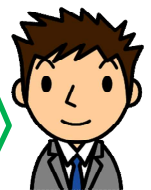
任意後見契約と一緒に契約することが多いのは、任意後見制度では本人の生前の支援はできても、亡くなってしまうと契約が終了してしまうからです。

「死後事務委任契約」を結ぶことで、生前から死後までのサポートをしてもらうことが可能になるんですね。

Q: 死後事務委任契約の中身は？

死後事務委任契約の委任内容の一例です。

- ・医療費の支払い
- ・賃料・管理費などの支払い
- ・介護施設の利用料支払い、老人ホームの入居一時金の受領
- ・葬儀、埋葬、納骨に関する事務
- ・相続財産管理人選任申立て手続き(相続人が不在・不明の場合)
- ・行政官庁への届け出





71歳男性
(相談者)

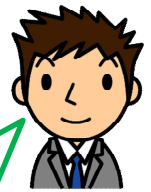
任意後見契約と同じように、死後事務を依頼する人と相談して、希望する内容を反映した契約書を作成するんですね。この中にある「相続財産管理人」はどのような人なんですか？

Q:相続財産管理人とは？

通常、相続の必要性が出てきた際は、民法の定めにより「相続人」が相続財産を引継ぎ、管理します。

しかし、相続人に相当する人がいない場合や、相続人が遺産の相続を放棄した場合は、誰も遺産を管理できません。

その場合は、家庭裁判所へ申し立て、「相続財産管理人」が遺産を管理、清算します。最終的に残った財産は国庫へ帰属することになります。



後見センター職員



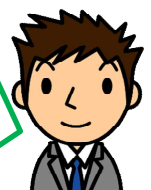
任意後見委任契約と死後事務委任契約を上手に組み合わせることで、将来の不安がかなり解消されて、安心して今の生活を過ごせる気がしてきました。
ありがとうございます。

Q:もっと詳しくお知りになりたい方は？

以上で任意後見制度に関する説明を終了させていただきますが、ご不明な点があれば、いつでも南丹市権利擁護・成年後見センターにご相談下さい。

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、本人・家族・福祉関係者を対象に、「成年後見制度に関すること」それに伴う「遺言」「相続」に関する相談を受ける「専門相談」を実施しています。

任意後見制度に関する相談も専門職に相談できますので、まずは、南丹市・権利擁護成年後見センターまでお電話下さい。



後見センター以外にも、後見制度のことを教えてもらえる窓口があります。



- 成年後見制度のことをもう少し詳しく知りたいとき
- 申立ての手続きが分からないとき

京都家庭裁判所後見センター
Tel 075 (722) 7211

- 法律のことを相談したいとき
- 後見人(候補者)を探しているとき

京都弁護士会
Tel 075 (231) 2378

京都司法書士会
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部)
Tel 075 (255) 2578

京都社会福祉士会
(権利擁護センター・ぱあとなあ京都)
Tel 075 (585) 5430

発行元

南丹市権利擁護・成年後見センター
〒622 - 8651
京都府南丹市園部町小桜町47番地
Tel 0771 (68) 0023

受付時間 月曜～木曜 午前9時～午後4時
(祝祭日・年末年始は除く)